

# 防災マニュアル(自然災害等)

## 1. ねらい

東日本大震災の教訓を生かし、生徒の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアルを作成することにより、学校実情に応じた対応を確認する。

## 2. 内容

- (1) 日常的防災活動
- (2) 学校災害対策の本部の組織
- (3) 災害発生時の基本的な対応
  - ① 教職員在校時の対応
  - ② 被災状況別の対応
- (4) 精華中学校非常配備計画
- (5) 避難所開設、運営支援マニュアル
- (6) 授業再開に向けた対応マニュアル

# 福山市立精華中学校

2019年(令和元年)5月1日 改訂

## 1. 日常的防災活動

### 1. 災害対応マニュアルの作成と定期的検討の実施

- (1) 災害の状況別の具体的対応策(避難経路, 方法, 場所)
- (2) 生徒の安否確認, 保護者への引き渡し計画
- (3) 関係機関への連絡体制の整備
- (4) 避難所開設運営の支援体制(PTA, 町内会, 地元自主防災組織, 体育振興会等)
- (5) 防災上必要な用品等の点検と整備
- (6) 重要書類等の持ち出し事項
- (7) 情報, 連絡体制の整備(情報の管理, 連絡機関のリスト, PTAや地域団体等)

### 2. 学校施設・施設等の点検整備

- (1) 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所
- (2) 消防法に基づく保安器具(消火器, 消火栓, 非常警報装置等)の保守点検
- (3) 学校保健法施行規則第22条に基づく点検と整備
- (4) 通学路等の危険箇所の点検と改善

### 3. 防災上必要な用品等の点検・整備

- (1) 保管場所の把握
- (2) 重要書類等の適切な保管(校長印, 学校沿革史, 卒業台帳, 指導要録等)

### 4. 防災教育の実施

- (1) 「自分の命は自分で守る」ということを基本に, 必要な知識, 技能, 態度の習得に主眼を置いて, 教科等の時間も含めた指導
- (2) 生徒の発達段階に応じた防災教育の実施
- (3) 多様な状況を想定した避難訓練の実施
- (4) 「心のケア」の視点に立つ

### 5. 情報発信・連絡体制の整備

- (1) 防災マニュアルの公開(学校ホームページなど)
- (2) 一元的な情報の管理
- (3) 学校内における情報の管理, 連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど, 情報発信, 連絡体制の整備
- (4) 緊急連絡方法の整備
  - ①緊急連絡網による電話連絡
  - ②学校ホームページによる情報発信
- (5) 双方向の連絡体制の協力依頼
  - ①双方向の情報収集・連絡体制の確立
  - ②在校時間外における状況報告の協力

## 2. 学校災害対策本部の組織

災害の規模, 被害状況を踏まえ, 原則として校長室に学校災害対策本部を設置し, 学校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ, 周知徹底を図っておく。

災害対策本部	<校長, 教頭> <教務主任>	○本部長(校長): 対策本部の総括, 意志決定 ○副本部長(教頭): 本部長の指示による連絡, 報告等 ○副本部次長(教務主任): 各班の連絡, 調整等
--------	--------------------	--

総務班	<教頭> <教務>	○災害情報の収集 ○警察, 消防機関, マスコミ等への通報 ○保護者, 親類等, 外部への対応
避難誘導班	<各学年担任> <生徒指導部>	○避難誘導, 生徒の安全確保 ○保護者との連絡 ○生徒の下校, 引き渡しに関する指導, 指示
救護班	<養護教諭>	○児童生徒等の被災者の救護
消火・施設等点検班	<学年副担任> <生徒指導部>	○消火 ○施設, 通学路等の被害状況の把握 ○立ち入り禁止措置などの危険回避対応
搬出班	<教頭>	○重要書類等の非常搬出, 保管
避難所開設, 運営支援班	<教頭, P本部役員>	○避難所になった場合, 避難所開設, 運営の支援と協力

### 3. 災害発生時の基本的な対応

#### (1) 教職員在校時(学校で教育活動を実施中)の対応

生徒の安全確保	○的確な指示(頭部の保護, 机の下などへの避難, その場を動かない, 配慮を要する生徒への配慮) ○火災など二次災害の防止 ○負傷者の確認・応急処置
校舎外避難の決定と指示	○避難経路の安全確認 ○全校避難指示      ○人員確認
校舎外避難(校庭)	○的確な指示(頭部の保護, 押さないしやべらない等) ○教職員の連携(誘導, 負傷者搬送など) ○出席簿, 緊急防災袋の携帯
避難後の安全確保	○人員の確認と安否確認 ○負傷者の確認と応急処置関係機関への連絡 ○生徒の不安への対応
安否確認	○トイレ, 教室, 体育館等に児童生徒が残っていないかを確定 ○出席簿, 緊急持ち出し袋, (引き渡し簿)等を持って避難場所へ移動 ○避難場所で児童生徒の人数を確認
学校災害対策本部の設置	1. 校舎外避難場所での対応 ○生徒等の安全確保, 不安に対する対応 ○生徒が勝手な行動をとらないように指示 2. 被害状況の把握 ○学校施設, 通学路等の点検 ○避難所開設等のための安全確認 ○危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応 3. 災害情報の収集 <報道等から>地震の規模, 余震の可能性と規模 津波などの二次災害の危険性等の情報収集 <地域から>校区の被害状況, 危険箇所 小学校との連絡, 関係機関との連絡 4. 教育委員会への報告 ○被害の状況, その他学校内外の指導事項の確認 ○その他の情報収集と状況に応じた臨時休校措置 5. 外部との対応 ○保護者, 親類, 知人マスコミ等からの照会に対応 ○近隣学校間, 校種間連携ネットワークの確立

	<p>6. 避難所の開設運営の支援 ○避難所開設・運営の支援(マニュアルに基づく活動)</p>
校舎外避難後の対応, 決定	<p>1. 避難を継続 ○津波の心配がある場合(津波警報以上) ○家屋, 道路等に損壊があり, 危険が認められる場合 ○その他継続避難が必要と求められた場合 ※保護者の要望があれば, 引き渡す場合もあり</p> <p>2. 集団下校 ○上記の危険が認められない場合</p>
保護者への連絡	<p>【連絡方法】 ①緊急連絡網 ②学校ホームページ ③福山市教育メール</p> <p>【連絡内容】 ①生徒の状況 ②対応内容, 協力依頼 ※電話が繋がらない, またはつながりにくい状況が考えられるため, 緊急時は, ホームページを確認するよう周知を図る。</p>
避難解除	<p>○警報が解除され, 被害も認められない場合 ○家屋の倒壊等が軽微であり, 下校させることができると判断した場合。 ※地震や津波により家屋等に甚大な被害が出ている場合は避難を継続する。</p>
引き渡し計画	<p>1. 引き渡しの判断 ① 震度5(弱)以上 原則 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。 危険がないと判断した場合には, 基本的には一斉下校の措置をとる。 ② 震度4以下 原則として一斉下校させる。 交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合, 事前に保護者から届けがある場合は, 学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。</p> <p>2. 学校待機での配慮 待機が長時間に及ぶことを考慮し, 不安を取り除く, 地域の方々と連携して, 安全確保を行う。 ① 学校医などとの連携を図る。 ② 近隣火災の対応や津波などの対策が十分とれるようにしておく。</p>
引き渡し手順	

(2)被災状況別の対応

①授業中(基本的な安全確保の形態)

※避難経路の確認, 避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示(頭部の保護, 窓や壁から離れさせる) ○火気使用中であれば消火する。 ○生徒の人員等の確認や周囲の安全確認 ○余震や二次災害に備え, 生徒を落ち着かせる。	○机の下にもぐらせ, 机の脚を両手でしっかり持つように指示 ○火気使用中であれば消火の指示
特別教室		○実験・実習中であれば, 危険回避の指示
体育館 格技場		○中央に集合させ, 体を低くするように指示
校庭		○建物から離れ, 中央に集合させ体を低くするよう指示
プール		○すみやかにプールの縁に移動させ, 縁をつかむように指示 ○揺れが収まれば, すばやくプールから出るように指示 ○避難準備(靴を履き, バスタオルで身を守る)

②教師と生徒が離れている場合(始業前, 休み時間, 放課後)

場所	生徒の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	○揺れている間は, 上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気を付ける。 ○揺れが収まり, 教師の指示に従い, 校舎外避難場所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示 揺れが収まるまで, 頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示。 ○教職員は分散して児童生徒等の安全確保, 指示誘導 ○校舎外にいる生徒の安全確保, 負傷者の応急手当
グラウンド・中庭	○建物, ブロック塀, 窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れが収まるまで, 頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

③学校外活動中

安全確保	○正確な状況把握と的確な指示 (下見時の見学施設の把握, 避難経路・避難場所の確認 施設管理者との打合せ) ○電車, バス等に乗車中は, 係員の指示に従う。 ○生徒等の不安に対する対処
近くの避難場所へ避難	○避難場所, 救護施設がない場合, 地元の人や機関等から情報を入手し, 的確な対応 ○施設管理者等の指示に従う (グループ行動時の約束に基づく)
避難後の安全確保	○人員確認, 負傷者の応急手当 ○生徒の不安に対する配慮 ○海岸での津波, 山中での崖崩れ, 落石などへの注意 ○地元公的機関への救援要請
学校への連絡 避難後の対応決定	○学校への連絡, 状況報告を行い, 指示を受け, 対応 (普通の場合には, 教育委員会や公的機関) ○学校から教育委員会への連絡 ○学校から保護者への連絡 ○教育委員会から指示, 地元公的機関への救援要請

※修学旅行等, 市域外で学習しているときに, 市内に地震があった場合

- 地震の規模, 被害状況等の情報収集
- 学校または教育委員会へ連絡, 指示を受け対応

- 地元公的機関や関係機関(旅行業者など)との連携
- 生徒の不安に対する対処(状況説明, 今後の対応等)

#### ④登下校中

生徒の対応		教職員の対応	
安全確保	○頭部を保護し, 身を低くする。 ○車道に出ない。 ○建物, ブロック塀, 窓ガラスから離れる。	安否確認のための活動開始	○校内残留生徒等の安否確認 ○通学路上, 避難場所の生徒等の安否確認
近くの避難場所へ移動	○揺れが収まったら, 状況に応じて公園, 学校等の避難場所, あるいは自宅に避難する。	自宅確認 校内巡視 通学路巡視	○保護者, 地域と連携し, 生徒の所在確認
学校	○継続避難 ○避難解除→集団下校(引き渡し)	避難後の対応決定	
自宅		保護者への連絡	

#### ⑤休日の部活動中(職員数が少ない状況の中での災害発生)

生徒の対応		教職員の対応	
安全確保	○体育館, 武道館, 室内の落下物, 倒壊物, 窓ガラス等に注意。 頭部の保護 ○建物から離れ中央に避難	生徒の安全確保	○活動中の生徒への指示 ○校内外の検索, 負傷生徒等の確認, 応急処置等 ※保護者等がいる場合は協力依頼
避難	○揺れが収まったら, 顧問の指示で避難場所(グラウンド)へ移動する。	○生徒の掌握及び安全確保を最優先とし, 体制が整うのを待つ。	
○継続避難 ○避難解除→集団下校(引き渡し)		配備計画に基づき, 教職員は学校へ集合 他校生徒がいる場合は, 当該校顧問が, 当該校及び保護者へ連絡(付き添いの保護者の協力要請) 避難後の対応 保護者への連絡	

#### ⑥教育活動外

##### (1) 安否確認の内容

- ・児童生徒及び家族の安否, けがの有無
- ・被災状況 (児童生徒の様子, 困っていることや不足している物資)
- ・居場所(避難先)
- ・今後の連絡先, 連絡方法

##### (2) 教職員の参集体制と安否確認 <地震>

参集体制	校区の震度	安否確認	児童生徒在宅時の確認		登下校時
			電話が通じる	電話不通	
非常体制	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって確認
警戒体制	震度5強 震度5弱				
注意体制	震度4	×	行わない		行わない

1. 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
3. 現地で引き渡す場合は, 学校と連絡をとり, 保護者に引き取りに来てもらう。方法は, 校内の引き渡しと同様にする。

※校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくとい。

#### 4. 精華中学校非常配備計画

配備区分	組織体制	配備基準	配備体制
情報収集		<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ、ラジオ、インターネット等により、情報の収集に努めること。</li> <li>○教育委員会からの情報に留意すること。</li> <li>○校内の施設設備の安全確認を行うこと。</li> </ul>	
臨時休校措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の安全確認に努めること。</li> <li>○下校措置をとる場合は、注意事項を徹底させるとともに、集団下校体制をとること。</li> <li>○PTAとの連携をとること。</li> <li>○措置の内容を速やかに教育委員会に連絡すること。</li> </ul>	
第1非常配備	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に震度4以上の地震が発生したとき、または津波注意報を発表した場合。</li> <li>○学校や学区の被害状況等に必要な情報を、教育委員会へ連絡すること。</li> <li>○第2非常配備体制に迅速に対応できる体制をとっておくこと。</li> </ul>	校長 教頭
第2非常配備	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に震度5弱の地震が発生したとき、または津波警報を発表した場合。</li> <li>○学校や学区の被害状況等に必要な情報を、教育委員会へ連絡すること。</li> <li>○避難所に供する施設設備の安全を確認し、開設準備をすること。</li> <li>○情報収集、状況把握等の初期応急活動を行うこと。</li> <li>○第3非常配備体制に迅速に対応できる体制をとっておくこと。</li> </ul>	校長 教頭 教務主任 生徒指導 主事 学年主任
第3非常配備	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に震度5強以上の地震が発生し、市内に甚大な被害が発生した場合、または大津波警報を発令した場合。</li> <li>○災害対策本部設置を設置</li> <li>○学校や学区の被害状況等に必要な情報を、教育委員会へ連絡すること。</li> <li>○避難所に供する施設設備の安全を確認し、開設準備をすること。</li> <li>○市費学校職員を配備した場合は、教育委員会総務課へ報告すること。</li> </ul>	校長を総括として、災害対策本の指示による要員
避難所設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会からの指示により、避難所を開設すること。</li> <li>○避難所に向いている保健福祉部職員と連携して対応すること。</li> <li>○避難所をとして必要な人員を確保し、施設設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期すること。</li> <li>○避難所の人数等を教育委員会に報告すること。</li> </ul>	
非常配備解除		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の被害状況を確認し、教育委員会に報告すること。</li> <li>○必要に応じて、職種に応じて適切な手続きをとること。</li> </ul>	

#### 5. 避難所開設、運営支援マニュアル

##### I. 目的

当校が収容避難所として開設されるまでの間、及び開設の要請により収容避難所となった場合に、その

開設、運営に対する教職員の協力、支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

## II. 位置付け

このマニュアルは、当校の防災計画における指定避難所としての備えに関する細部についてのマニュアルである。

## III. マニュアルの構成

### 1. 日常における収容避難所に必要な事項の確認

#### (1) 収容避難所としての開放区域(校舎・校庭)の利用計画

収容避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

＜収容避難所における学校施設の利用計画＞

No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所	体育館, 普通教室, 校庭テント
2	管理運営所(連絡所)	体育館ステージ
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	美術室
5	情報掲示場所	体育館入口付近
6	ゴミ集積場所	ゴミステーション
7	仮設トイレ設置場所	体育館東側
8	救護物資集積場所	技術教室前廊下
9	救護物資配布場所	技術教室前廊下
10	臨時遺体安置所	格技場
11	仮設電話設置場所	体育館
12	風呂	体育館西側
13	更衣室	体育館更衣室, プール更衣室, 格技場更衣室
14	洗濯場	生徒玄関前水道, 体育館南側水道
15	物干し場	体育館南側
16	ペット置き場	校庭南側
17	介護室	保健室
18	喫煙場所	通用門前
19	相談室	相談室
20	調理室	調理室
21	給水場	体育館入り口付近
22	緊急車用駐車場	生徒玄関前駐車場

#### (2) 校門, 体育館等の鍵の保管

指定避難所としての住民の一時避難や、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、体育館等の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

正門, 通用門	門扉を閉じるのみで、施錠はしない。	
体育館	校長 教頭 教務主任 町内会長	学校災害対策本部長 災害対策副本部長 学校災害対策副本部次長 地域の鍵管理者
格技場	生徒指導主事	学校災害対策副本部次長 学校施設開放管理員

#### (3) 校舎の鍵の保管

校舎の鍵については、地域等では保管せず教職員で保管し、その管理状況について確認しておく。

#### (4) 収容避難所の開放、運営に係わる市役所との確認

(5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

## 2. 収容避難所開設までの協力、支援

地震発生により避難が必要な状況が発生し、指定避難所(本校)に市民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応は、次のとおりとする。

校長等は、その当面の対応状況について、速やかに教育委員会に報告する。

### (1) 学校災害対策本部における支援マニュアル

学校災害対策本部設置	<p>&lt;在校時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の安全確保、避難受け入れ体制の準備をする旨、教職員に周知する。</li> </ul> <p>&lt;在校時外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○校長が学校に行くとともに、教職員を招集する。</li> </ul>
校庭への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者数の把握</li> <li>○津波への対応 津波の恐れのあるときは、校舎4階に避難誘導する。</li> <li>○負傷者の確認と応急措置</li> <li>○学校施設の点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内避難、収容避難所開設等のための体育館、校舎内の外見上の安全確認をする。</li> <li>・被害状況の把握と危険箇所の立入禁止等の危険回避対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>
体育館への収容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育館の開錠</li> <li>○避難所開設・運営支援班は、避難者を体育館へ誘導する。</li> </ul>
収容避難所開設までの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の区画の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難人員の整理(人数の把握)</li> <li>・負傷者確認と応急措置、災害弱者への配慮</li> </ul> </li> <li>○体育館に避難者を収容した旨を教育委員会に報告する。</li> <li>○収容所開設を前提としての初期対応</li> </ul>
収容避難所の開設(運営)の支援	

### (2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

#### 1. 収容避難所開設までの対応

##### (1) 校長等(施設管理者)の役割

- ①避難者の校庭への避難に備え、校門の施錠状況を把握し、開錠体制の確認。また、体育館(格技場)についても同様に開錠体制を確認
  - ②避難者が校庭に集合している場合、雨天・荒天時等、または災害の規模、被害状況等を踏まえ、校長(施設管理者)等の判断により、外見上の安全確認をした上で、一時的に必要な収容スペースとして、予め学校として定めておいた体育館等を開放し、避難者の不安解消を図るとともに、無用の混乱防止に努め、応急的な収容措置を行う。また、津波警報以上が発令されたときは、校舎屋上に避難誘導する。
- ※避難者の区画の指定にあたっては、自主防災組織、町内会、PTA等の意見を尊重して地域毎にスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。(区画の指定に備え、各区総合防災訓練の避難所開設訓練における避難者収容の際の地域設定を参考にしながら、事前に想定しておく)
- ③災害の規模、被害状況等を踏まえ、収容避難所の開設を前提とした初期対応と避難所開設、運営支援班による運営を行う。
  - ④避難者数、災害弱者の存在の有無、開放スペース、避難状況等について教育委員会に連絡する。

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

「収容避難所の開設を前提とした開設直後の対応」に準じた当面の措置

- ①負傷者に対する応急措置
- ②避難者との連絡窓口, 情報提供
- ③応急トイレの設置, 維持管理
- ④学校内にある避難所運営に役立つ備品, 施設の点検整理
- ⑤その他, 収容避難所の開設を前提とした当面の措置

2. 避難所開設要請後の対応

収容避難所開設・運営の協力・支援による

3. 収容避難所開設, 運営の協力, 支援

校長は, 災害対策本部より収容避難所開設の要請があった場合には, 収容避難所として開放する校舎の区域を災害対策本部と協議の上開放する。

校長は, 自校を収容避難所として開放した場合には, 速やかに教育委員会に報告の上, 学校の臨時休校についても報告, 協議する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル

	学校の対応
収容避難所の開設の支援	○学校への避難所開設の要請を受ける。緊急の場合も想定しておく。 ○避難所想定数, 管理責任者の派遣等に関する必要事項の確認をしておく。 <在校時> 避難所を開設する旨を教職員に周知し, 生徒の安全確保, 避難受け入れ体制の準備をする。 <在校時外> 校長が学校へ行き, 開放区域を開錠し, 教職員を招集する。 ○避難所開設・運営支援班は, 避難所を解放区へ誘導する。 ○避難所を開設した旨を教育委員会へ報告し, 臨時休校措置をとる。
収容避難所の運営への支援	
収容避難所開設直後の対応	○避難所開設直後の協力と支援 ※避難所運営委員会が設置された場合は, 避難所開設・運営支援班が中心となり各班を支援する。 ○学校内にある避難所運営に役立つ備品, 施設等の点検整理
避難所収容長期化に対する対応	○避難所仮設直後の対応継続 ○臨時休校, 学校教育再開に関して教育委員会と連絡協議 ○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力と支援 ○避難所としての学校施設使用状況に関する事項の委員会への適宜報告 ○学校教育活動の再開
収容避難所の閉鎖	収容避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1. 収容避難所開設直後の対応

(1) 校長(施設管理者)の役割

※すでに避難者が校庭に集合しており, 災害対策本部からの収容避難所管理責任者(開設員)が到着していない場合。

- ①必要な収容スペースを, 予め学校として定めておいた開放優先順により開放し, 応急的な収容措置
- ②収容避難所管理責任者(開設員)に代わって, 想定されている初期対応

- ア 避難所開設状況の災害対策本部への報告
- イ 避難所開設区域における避難者区域の指定
- ウ 災害弱者への配慮 ※寝たきり老人, 障害者等
- エ 大量避難者対応のためのテント設置
- オ 概括的な避難状況等の若林区災害対策本部への報告

(2) 避難所開設, 運営支援班としての役割

- ①飲料水, 生活水の確保
- ②電気・照明器具, 燃料の確保
- ③応急トイレの設置, 維持管理
- ④負傷者に対する応急措置
- ⑤備蓄物資, 救援物資の要請, 受け入れ, 管理, 確保
- ⑥施設内の清掃, ゴミ, 廃棄物の管理
- ⑦避難者との連絡窓口, 情報提供
- ⑧学校内にある避難所運営に役立つ備品, 施設を点検整理

2. 避難収容長期化への対応

(1) 校長(施設管理者)の役割

- ①避難収容が長期化する場合に, 収容避難所管理責任者(開設員)に代わって, 想定されている対応

- ア 連絡所の設置
- イ 避難者名簿の作成及び各種書類の整備
- ウ 避難所周辺の被害状況の把握
- エ 避難所日常業務の管理
- オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

避難所開設直後の対応を継続する他, 次の項目

- ①共同炊き出しへの協力
- ②ボランティア受け入れへの対応
- ③避難所内の秩序維持, 盗難防止, 防火見回り

6. 授業再開に向けた対応マニュアル

教職員の集合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校の非常配備体制に基づき, 教職員は家族の安全を確保した後, 直ちに学校に集合</li> <li>○学校災害対策本部を設置</li> <li>○状況に応じて臨時休校等の措置, 教育委員会や保護者に連絡</li> </ul>
被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目視点検を基本とした校舎等の被災状況確認(校舎配置図による確認)</li> <li>○電気, 水道, 電話の被災状況確認</li> <li>○教職員及び家族の安否確認, 同住居の被災状況確認</li> <li>○生徒等及び保護者の安否確認, 同住居の被災状況確認</li> <li>○避難所の状況</li> <li>○地域(通学路等)の被害状況確認</li> </ul>
授業再開に向け, 前後策の検討 教育委員会との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校舎等被害に対する応急措置</li> <li>○校舎等の安全点検, 危険度判定調査</li> <li>○ライフライン, 仮設トイレの確保</li> <li>○生徒の心理面への影響配慮</li> <li>○教室確保(他施設の借用, 仮設教室の建設)</li> <li>○通学路の安全確保</li> <li>○避難移動した生徒の就学手続きに関する臨時的措置</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の動向把握(避難先等の把握)</li> <li>○学用品, 救援物資等の受け入れ</li> <li>○避難所の運営状況の把握</li> </ul>
<p>臨時登校, 家庭訪問, 被災状況調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心理面の安定確保, 当面の予定の周知</li> <li>○生徒の確認と学級編成○避難移動した生徒の確認</li> <li>○生徒等により具体的な被害状況確認(教科書, 学用品)</li> <li>○保護者への連絡方法の確認○通学の安全指導</li> <li>○避難移動した生徒の移動先訪問, 実情の把握 (在籍校への復帰時期等)</li> </ul>
<p>教育委員会との 協議, 調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校舎, 施設設備の復旧, 仮設教室建設</li> <li>○授業形態の工夫, 教職員の配置(担任, 臨時時間割)</li> <li>○教科書等の確保</li> <li>○教職員不在の場合の対応</li> <li>○学校給食対策</li> <li>○学費の援助, 教育事務の取扱</li> <li>○授業再開への協議, 再開時の保護者への連絡</li> <li>○被災生徒への学力補充と「心のケア」対策</li> </ul>
再開	